



聖籠町公告第68号

聖籠農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由を次により縦覧に供する。

当該農業振興地域整備計画の変更案に係る町の住民は、当該農業振興地域整備計画の変更案について令和8年10月5日（注：縦覧期間満了の日）までに町に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、令和8年10月5日（注：縦覧期間満了の日）の翌日から起算して15日以内に町にこれを申出ることができる。

令和8年9月4日

聖籠町長 西 脇 道 夫



1 農業振興地域整備計画の変更案と変更理由の縦覧期間

自：令和8年9月4日（注：公告年月日）

至：令和8年10月5日（注：公告年月日の翌日から起算して30日目の日）

（休日の場合はその翌日）

2 農業振興地域整備計画の変更案と変更理由の縦覧場所

聖籠町役場 1階 産業観光課 聖籠町大字諏訪山1635番地4

聖籠町ホームページ

3 意見書の提出、異議の申出

意見書の提出、異議の申出にあたっては、農業振興地域整備計画の変更案と変更の理由の縦覧場所に備え付けの「聖籠農業振興地域整備計画の変更案に対する意見書の提出について」、「聖籠農業振興地域整備計画の変更案のうち農用地利用計画の変更案に対する異議の申出について」によること。